

やまなしインキュベーションHUB構築業務委託 仕様書

1 業務名

やまなしインキュベーションHUB構築業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和6年3月15日(金)まで

3 業務の目的

SDGsに取り組む企業をはじめ、スタートアップ企業やアーティストなど様々なステークホルダーが連携・交流することができ、更にイノベーションを創出することができるデジタルとリアルの場を構築することで、SDGsの推進・地域活性化・地方創生につなげ、持続可能な社会を実現することを目的とする。

4 概要

(1) 事業の内容

交流拠点施設の整備

ステークホルダー同士の交流システムの構築

、 の活用方針の提示

(2) 交流拠点施設の場所(案)

委託者が選定する富士河口湖町内の廃校をメインの交流拠点施設とする。

活用実績を上げるため、山梨県庁会議室をサテライトの交流拠点施設とする。

(3) 具体的な活用イメージ

やまなしSDGs推進企業が、SDGsをキーワードにした企業間交流を行うことができる。

やまなしSDGs推進企業のみならず、キャリアアップ・ユニバーシティや富士五湖首都圏フォーラム、スタートアップ企業、アーティストなど、様々なステークホルダーが連携・交流することができ、イノベーション創出・企業価値向上を図ることができる。

5 業務内容

受託者は、次に掲げる項目について委託者と協議の上、委託業務を実施すること。

(1) 事業方針の検討について

交流拠点施設の具体的な使用イメージを提案すること。

交流拠点施設が有効かつ頻繁に活用されるため、他の類似施設等との差別化を図った上での仕組みを構築すること。

交流拠点施設のレイアウトを提案すること。

整備する資機材や設備、ネットワーク設備などが、交流拠点施設のみならず、様々な場所・場面でも活用される方法を提案すること。

(2) 交流拠点施設の整備について

メインの交流拠点施設は、大スペース：16m×10m程度とする他、教室なども活用することとする。

サテライトの交流拠点施設は、10m×10m程度とする。

メインの交流拠点施設の大スペースは、良好な環境にリノベーション（オフィス什器やパーティションを整備するなど）すること。

メインの交流拠点施設は、スマートロック機能（QRコード）などを設置し、活用頻度をあげる仕組みを導入すること。

Wi-Fi環境の整備などネットワークを導入すること。なお、ランニングコストを考慮した内容とすること。

事業検討が可能なPCやテレビ会議システム、モニター等を整備すること。

交流拠点施設の活用状況などを委託者が録画・編集するに当たって必要となる資機材・設備（カメラセット、編集ソフトウェアなど）を整備すること。

事業検討やイノベーション創出に必要な有効なソフトウェアや資機材・設備を提案・整備すること。

整備される資機材・設備、ネットワーク設備などが、様々な場所・場面でも活用されるための工夫（持ち運びできるようにパッケージにする等）をすること。

(3) 交流システムの構築について

委託者が構築するデジタルな交流システムを提案すること。なお、ランニングコストを考慮した内容とすること。

交流システムの構築に当たっての必要なアドバイスや導入支援をすること。

(4) 事業全体の運用について

業務内容(2)(3)のマニュアル等を作成すること。

業務内容(2)(3)を活用するに当たっての留意事項（ランニングコストや検討事項など）をまとめること。

事業推進に向けた専門的助言を行うこと。

本事業の発展可能性について提案すること。

(5) その他必要な業務

業務上付帯的に実施しなければならない業務については、委託料の範囲内において誠実に実施すること。

6 成果品

(1) 報告書・業務完了報告書

【提出物】

業務完了報告書

本業務の活用マニュアル一式（映像や紙データによる。カタログ含む）

本業務完了後の活用方針をまとめた報告書

その他（打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

【納品方法】

紙媒体カラー版 5部（簡易製本可）

ドキュメント類

電子媒体（CD-R）に格納し1部（ファイル形式は、山梨県のパソコンで処理でき、データ編集が可能な形式〔ワード、エクセル、パワーポイント等〕とする）

(2) 著作権

本業務の実施で得られた成果、情報等については、山梨県に帰属する。

7 業務上の留意事項

- (1) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である山梨県が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (2) 本業務を実施するに当たって、委託者及び関係機関（施設管理者、消防等）と随時必要な打ち合わせを行い、その記録を作成するとともに、委託者が申請する使用許可等に関する申請書類の作成及び提出など必要な手続きを行うものとする。
- (3) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (4) 第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (5) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (6) 疫病、食中毒、暴風、大雨、洪水、落雷、地震、火災、暴動その他委託者の責に帰することができない自然的又は人為的な現象など不可抗力により本業務の完了が困難になり損害が生じる場合においても、委託者に対しその賠償を請求することができないものとする。また、責めに帰する事由により、本業務に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を自己の負担により賠償するものとする。
- (7) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。

- (8) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、山梨県個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。

【問い合わせ先】

〒400 - 8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号（本館 3 階）

山梨県知事政策局 政策企画グループ

電 話：0 5 5 - 2 2 3 - 1 5 5 3

F A X：0 5 5 - 2 2 3 - 1 7 7 6

メールアドレス：seisaku@pref.yamanashi.lg.jp